

改訂 湖南省立地適正化計画（案）について

○立地適正化計画とは

急激な人口減少と高齢化を背景とし、将来においても持続可能な都市経営を可能とする「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方により、コンパクトなまちづくりを推進するため、「都市再生特別措置法」の改正により、立地適正化計画制度が創設されました。湖南省では、平成 29 年 3 月に「湖南省立地適正化計画」を策定しました。

○主な改訂内容

頻発・激甚化する自然災害に対応するため、令和 2 年 6 月 3 日に成立した「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」の内容に沿って、平成 29 年 3 月に策定した湖南省立地適正化計画を見直します。

（1）将来予測

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計結果（平成 30 年公表）に基づき、市内の人口分布、人口密度等について将来予測を行う。

（2）まちづくり方針の検討

上位関連計画の内容、都市構造上の課題分析結果を踏まえ、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりの考え方に沿ったまちづくり方針を検討する。

（3）目指すべき都市の骨格構造と誘導方針の見直し

上位関連計画の内容と整合を図りつつ都市の骨格構造と誘導方針の見直しを検討する。また、各拠点の将来見通し（人口増加率）の見直しを行う。

（4）誘導区域等の見直し

都市機能誘導区域および居住誘導区域の見直しに関する基本的な考え方を整理する。見直しに関する基本的な考え方に基づき、災害危険区域等の状況を踏まえつつ都市機能誘導区域および居住誘導区域の見直しを行う。

（5）誘導施設および誘導施策の見直し

都市機能誘導施設の見直しを検討する。また、都市機能誘導区域および居住誘導区域への誘導施策、誘導方針の見直しを行う。

（6）目標値および評価方法の見直し

まちづくり方針の実現に向けて適切な目標値を検討する。また、着実な進捗を図るため、これまでの評価方法の課題を踏まえて評価方法の見直しを行う。

（7）防災指針の策定（新規）

現況調査の結果を踏まえ、災害リスク分析を行う。防災・減災の課題を踏まえ、ハード、ソフト両面にわたる防災まちづくりの取組方針の検討を行う。

※（1）～（6）は現計画から現状の内容に修正、統計データについては最新版に更新

計画策定の経過

11月	都市計画審議会
1月	議会 産業経済常任委員会説明
2月	滋賀県協議
	関係機関からの意見
	近畿地方整備局 17件
	滋賀県 19件
	庁内 13件
2月	議会 議員全員協議会説明
2月	パブリックコメント
	HP掲載・各施設（19箇所）での閲覧
	意見なし
3月	都市計画審議会